

一、 田作不作為を認むるに不即時に対処し得るに當り、
 一、 農家の借入米を貸付し、其の率を定む
 二、 田作不作為の損害を賠償するに當り、
 三、 田作不作為の損害を賠償するに當り、
 四、 田作不作為の損害を賠償するに當り、
 五、 田作不作為の損害を賠償するに當り、
 六、 田作不作為の損害を賠償するに當り、
 七、 田作不作為の損害を賠償するに當り、
 八、 田作不作為の損害を賠償するに當り、
 九、 田作不作為の損害を賠償するに當り、
 十、 田作不作為の損害を賠償するに當り、

法人協同會福岡出張所

法人協同會福岡出張所

自己の怠慢又は耕作法の拙劣不注意より生じたる損害減
 收に就ては減免せず無施肥無除草害蟲^除の粗漏等に就て
 は之を不注意より生じたる損害減收と見做す
 二、 凶作不作に依る軽減は左の標準に依り之を定む
 イ、 平年作より稍々輕微（五分以下位）なる不作は減免の請
 求を爲さず平年作とは反當り五俵半を標準とす
 第五條 土地貸借境界の紛議等に関しては事件發生當時の現象に
 照し裁量決定するものとす
 第六條 紛議調停の爲め經費を要したる場合ありたる時は委員會
 に於て其の歩合を定め決定す
 第七條 小作米の納入は毎年十二月廿日を以て期日とす但し特に
 天候其他の事由に依り遅延する場合は地主と協定するものとす
 第八條 小作者は小作を止めたる場合無断にて小作權を他人へ譲